

88-J-10

「日本の企業集団（論）」
について

三輪芳朗

(東京大学)

1988年10月

*このディスカッション・ペーパーは、未だ第一次稿の段階であり、純粹に討論に資することが目的である性格上、引用および著者の許可のない複写は控られたい。

| | |
|--|----|
| <0> はじめに | 1 |
| <1> 検討課題の性格 | 4 |
| <2> 宮崎義一〔1976〕の検討…(1)位置づけと問題提起 | 7 |
| <3> 宮崎義一〔1976〕の検討…(2)基本的な意図の紹介と 異なる考え方の紹介 | 11 |
| <4> 宮崎義一〔1976〕の検討…(3)企業の意味決定と「所有」 | 15 |
| <4-1> 主張の紹介 | 17 |
| <4-2> 評価 | 21 |
| <5> 宮崎義一〔1976〕の検討…(4)「企業集団」の7つの特徴 | 22 |
| <6> 宮崎義一〔1976〕の検討…(5)集団表作成作業の吟味と 表の意義に関する疑問 | 28 |
| <6-1> 第一の疑問 | 29 |
| <6-2> 第二の疑問 | 30 |
| <6-3> 第三の疑問 | 32 |
| <6-4> 第四の疑問 | 36 |
| <6-5> 第五の疑問 | 37 |
| <6-6> 第六の疑問 | 38 |
| <6-6-2> (補論)第六の疑問の例示 | 42 |
| <7> 「企業集団(論)」に関する3つの追加的なコメント | 45 |
| <7-1> 第一のコメント | 45 |
| <7-2> 第二のコメント | 46 |
| <7-3> 第三のコメント | 48 |
| <8> 結語 | 50 |

《引用文献》

この論文では「企業集団」に関わる主張（「企業集団論」）をとりあげる。

「メインバンク」「独占利潤」「融資集中機構」「大企業と中小企業」「下請制度」などをとりあげた一連の論文（三輪芳朗〔1985,1988-a, 1988-b,1989-a, 1989-b〕において、私（三輪芳朗）は、これまでの通説的な主張、考え方に重大な疑問を提示し、それらが根本的に誤っているという議論を展開した。

戦後の日本経済「論」のキーワードとして機能してきた多くの概念に疑問を提示すれば、その過程で、あるいは少なくとも最後には「企業集団（論）」に関心が向かうのは当然のなりゆきである（*）。

（*）事実、これまでも何人かの方々から、

（イ）「企業集団」についてはどう考えるのか。その機能をどのように評価するのか。

（ロ）「企業集団論」についてはどう考えるのか。その機能をどのように評価するのか。

といった類いの質問を受けたし、「企業集団についてはとりあげないのか」という注文が出されたこともある。

私がこれまで「企業集団」そのものを正面から（*）とりあげるのを避けてきたのは次のような理由による。

（*）たとえば、三輪〔1985,1989-b〕では、実質的にはとりあげている。

基本的な理由は、「企業集団論」の図式が明確なものとして提示されておらず、かつ主張の論理的構造も明確に提示されていないこと、したがって、「企業集団論」が私の理解をこえており、正面からとりあげて批判することが著しく困難であることである。これまでとりあげた主張についても同様の事情はあったが（*）「企業集団論」ではその程度が一層はなはだしいのである。

(*)たとえば、三輪〔1989-b〕でとりあげた「融資集中機構」についても、これによって何が主張されているか(図式の提示)が明確ではなかったし、その論理的根拠の提示は実質的に存在しなかったし、「実証」といっても何が実証されたのか明確には理解できなかった。

「メインバンク」「独占利潤」「大企業と中小企業」「下請制度」についても事情は同様であった。

そのため、「企業集団論」について正面からとりあげるとは、次のような理由でいささか魅力に欠けると考えたのである。

(イ)図式を確定し、その論拠(理論的なものと、実証的なもの)を捜し出すという作業から始める必要があって、はなはだ骨の折れる作業であること。

(ロ)さまざまな「企業集団論」が(時には異質性の故に衝突することがあるとしてもそれが(イ)を容易にするほどは深刻かつちいっただけのものとはならず)並行して存在し、関連する「研究成果」の膨大な集積があるから、どの文献をとりあげても、あるいは、どの「企業集団論」をとりあげても、それでは企業集団について論じたことにはならない、とする批判、不満が提出されると予想されること。

(ハ)一連の論文で示した私の主張を理解すれば、「企業集団論」について私がどのように評価するかを容易に予想できると期待できること。

このように考えて、「企業集団論」について正面からとりあげるとは、エネルギーの配分の効率性の面からみて良い選択ではないと考えてきたのであるが、今回考えを改めてとりあげることにしたのは次のような理由による。

(イ)戦後の日本経済のさまざまな現象について研究を始めるに際して、既存の代表的な文献を読むことから始める若い研究者にとって入手可能な文献がほとんど「企業集団」および関連する一連の通説的な主張を自明の前提とするものであるために(*)、今日においてもこのような主張をスタート時点でまず受け入れることから研究生活を始める傾向があること(**)。一旦受け入れた思考の大枠は長期間にわたって重大な影響を与えるものであるから、このような人々に入口附近に脱出口を用意する必要がある

(*)最近出版されたものでも、たとえば、上野裕也〔1987〕は「主要企業を6

大グループ……その他に分類し、……主要情報機器製品を調べたもの」を表にして「企業グループ別主要情報関連機器のマーケット・シェア」と題して掲げ（74-5頁）、次のように解説している。

この表は「情報機器産業における企業グループ間競争の動向をとらえるために、企業集団別に主要情報機器のマーケット・シェアの状況を調べたものである。これによれば、この成長産業分野における三菱グループの立ち遅れ、住友グループ、芙蓉・三和系、第一勧銀系、松下グループの躍進が目につく。それに各品目ごとにマーケット・シェアの順位とその製品間の関連性をみていくと、こういう状況が現われてきた原因として、この家電部門やコンピュータ・電子部門における技術力・生産力・販売力の格差が強く関係していることが分かる」（73頁）。

（**）このような傾向は、日本人の若い研究者に限らず、最近急激に増加しつつある若手の外国人研究者にも顕著に見られる。

（ロ）特に外国人研究者の文献に見られるように、従来以上に「企業集団論」を自明なものとし単純化して自説の前提として利用する傾向が最近になって一層目につくようになったと思われる。

そのような主張と対比参照すべきものをまとめたものとして提出し、同時にそのようなものにコメント・反論を求められた際の時間とエネルギーを節約しようというものである。

（ハ）最近になって日本の産業、企業の行動に関心を持つ「近代」経済学者の数が増加しており、そのこと自体は慶ばしいことであるが、その際に痛感するのは、「企業集団」に限らず企業あるいは企業行動に関する予備知識が著しく欠如していることであり、「企業集団論」のような単純化された図式をしばしば容易に受け入れてしまう傾向があることである。このような人々に容易に利用可能な回り道を用意し、最近の傾向が大きな成果に結びつくための基礎作業としての位置づけも考慮の一つである。

以上のように考えて「企業集団（論）についてどう考えるか、その機能についてどう評価するか」という問いに対する回答を提示するのがこの論文の第一の目的であるが、同時に既に公表した私の一連の論文への接近および理解を一層容易にすることが副次的な目的として想定されている。

このような目的の当然の帰結であるが、この論文では「企業集団」に関わるさまざまな主張「研究成果」のレビューを試みることはしない。また主たる検討対象とする宮崎義一〔1976〕の評価を試みる意図ももたない。

〈1〉で検討課題の性格について説明したのち、本論文の大部分を占める〈2〉～〈6〉では宮崎義一〔1976〕を主たる検討対象とする。〈2〉の一般的な問題提起につづいて、〈3〉で宮崎〔1976〕の意図とそれとは異なる考え方を紹介し、〈4〉では宮崎〔1976〕が「企業集団」によって何が説明できると主張しているかをみる。〈5〉で宮崎〔1976〕の「企業集団」の7つの特徴について紹介し、〈6〉では「集団表」作成作業を吟味し表の意義に関する6つの基本的な疑問を提示する。〈7〉では関連する3つの追加的なコメントをのべ、〈8〉は結語にあてられる。

〈1〉 検討課題の性格

「企業集団」とは何だろうか。「企業集団論」とは何のことだろうか。どのような論点をどのような角度からとりあげれば「企業集団」について論じたことになるのだろうか。

この点について関心を喚起するためにまずエピソードを紹介することからはじめよう。

公正取引委員会からトヨタ自動車に電話でおおむね次のような問い合わせがあった。「御社は三井グループに属していますね。グループ内取引の比重は大ざっぱにいつてどれくらいなものなのでしょうか。」後になって、対応に出たトヨタ氏曰く「正直なところいささか面食らいました。トヨタは三井系であるとされる一番大きな根拠は三井系の社長会に入っていることらしいのですが、我々日頃からそんなこと意識したことはありませんし、ましてそんな数字を出すための基になる資料を整理して持っているわけではありませんし、本当に困りました。かりに三井系であるとしたところで取引先の何処をグループ内であるとしたら良いのでしょうか。」どのような数字が提出されて、それがどのように使われたかは知り得ないが、企業集団、系列内取引などのイメージの強さを改めて思い知らされるエピソードである。ちなみに、輸出に際してトヨタの自動車を一番沢山運ぶのは日本郵船である。

企業集団に関連したグループ内取引を念頭に置いた、「日本経済（市場）の閉鎖性の実態」が検討課題になった研究会の席で、大前提になっている企業集団について「実態としてその様なものが存在するのですか」と改めて尋ねたときの元財閥系商社マンの答えは「当然のことですよ。グループ全体のOB会だってあるんですよ」というものであった。グループがあること（たとえば、中学校や高等学校に同窓会があること）、あるいは、その証があること（同窓会の総会が毎年開かれ、会誌が定期的に発行されていること）が重要なのではなく、グループがあることが取引の行われ方あるいはその流れに改めて取り上げるに足るような重大な影響を与えているかどうかがこの点では話題になっているのである。この元商社マンの頭の中ではこの点の区別が明瞭ではなく、企業集団の影響の重大さは自明のことであり、その現れである具体的な現象を捜すことに最大の関心があるのである。

改めて、たとえば、「企業集団の経済的機能についてどのように評価するか」と問われたときに、確認の意味でまず問い返す必要があるのは次の2点である。

(イ)「企業集団」とは何のことか。

この問いは「本質論」などという高尚あるいは抽象的なものではなく、検討対象である「集団」の集合はどのように規定され、その要素のリストには何があがっているのかという具体的なものである。たとえば、「三菱系企業集団」「三井系企業集団」「住友系企業集団」などというリストは、どこまで続くのか、というのがその具体的内容である。

(ロ)それぞれの「企業集団」の範囲はどこまでか。内と外を分ける境界はどこにあるのか（*）。

(*) 企業集団の境界は、たとえば「三菱系企業集団」の場合は明瞭ではないか（したがって、基準は明快ではないか）という反論があるかもしれないが、たとえば、次のリストのうちの何を基準として採用すればよいのだろうか。

- (イ)三菱を会社の名称の一部に用いている会社
- (ロ)社長会（金曜会）のメンバー会社
- (ハ)三菱銀行から資金を借りている会社
- (ニ)三菱銀行に口座をもっている会社

- (ホ)三菱銀行からの借入金の全借入金に占める比重が金融機関のなかでもっとも高い（あるいは40%以上の）会社
- (ヘ)三菱銀行が株式を（たとえば3%以上）保有している会社
- (ト)三菱銀行にかつて在籍した（あるいは、課長以上を経験した）人間が役員になっている会社
- (チ)三菱系「金融集団」（三菱銀行、三菱信託銀行、明治生命、東京海上火災）から資金を借りている会社
- (リ)～(ヲ)：(ニ)～(ト)の銀行を「金融集団」に置きかえた条件を満たす会社
- (ワ)三菱商事から資金を借り入れている会社
- (カ)最大の販売先が三菱商事である会社
- (コ)EXPO'70の際に三菱未来館に参加した会社
- (ク)本社ビルのエレベーターの半分以上が三菱電機製である会社
- (ケ)デボネアの保有台数が5台以上の会社

何か基準を設定すれば線を引くことができ、そのような境界にかこまれた「企業集団」のリストを作成することは可能であろうが、基本的に重要なことは、このような結果はその基準に全面的に依存していることと、したがってそれが「企業集団論」として意味があるとされるためには、用いられた基準が理論的に考えて正当化可能であり、導かれた「企業集団」が分析目的にとって有効でなければならない。

この観点からみると、上の第1のエピソードについては、たとえば、トヨタを「三井系企業集団」に含める線引きの仕方は正当なものか。そのような線の引き方が（線を引かない場合、別の線を引く場合に比べて）トヨタの購買行動を説明するうえで有効に機能しているか、という点が問われなければならないし、第2のエピソードについては、OB会の存在によって象徴されるような「企業グループ」が存在すると仮定する（そのような線を引く）ことにより、新たに何が説明可能になるかが問われなければならない（*）。

（*）以下でも詳しくふれるが、「企業集団」が存在するか否か、という問いは、有無を判定する基準に依存しており、それ自体不毛な問いである。

以下で詳しくみるように、「企業集団」の存在について論じることにより日本経済の具体的な現象が新たに説明可能となる、という形の積極的な主張は極めて少なく（*）、ほとんどの「企業集団論」は、このような問題意識を欠いている（あるいは極めて薄い）というのが私の印象である。

（*）設備投資における「ワンセット主義の主張」は一つの例であるが、詳細に検討すると、その内容は必ずしも明瞭なものではない。〈3〉を参照。

〈2〉 宮崎義一〔1976〕の検討…(1)位置づけと問題提起

以上の議論を踏まえた上で、企業集団に関する主張の代表である、宮崎義一〔1976〕を取り上げて、主張の具体的な内容に立ち入ることにする（*）。

（*）〈1〉で述べたように、冷静に検討してみると、企業集団の機能の重要性、検討課題としての重要性、を強調する主張は、実質的にはさまざまな主張の混合物であり、困ったことに、それぞれの主張は同じ表現を用いて提出されるが、相互に実質的に異なった「企業集団論」が並存する事を、強く意識して書かれていないのである。そのために、これが日本の企業集団に関する主張の典型である、というものを最初に提出してそれに関してその妥当性を検討するという方法あるいは方向は断念せざるをえない。

「過当競争の論理と現実----系列支配機構の解明」と題された宮崎義一〔1962〕以来の一連の著作によって、宮崎義一を「企業集団論」者の代表と見なすことには異論は少ないであろう。また、宮崎〔1976〕をその「企業集団論」の代表と見なすことに関してもまた異論は少ないであろう。

宮崎義一の主張には、宮崎〔1962〕以来一貫してさまざまな側面からの批判があったが、批判の一つの型は、定義が示されず、主張の内容が正確には理解できないというものである（*）。

(*) 例えば、杉岡碩夫〔1965〕。

「系列という言葉は、昭和二十七年ごろから経済関係のマスコミに登場した俗語であって、それ自身は経済学的な概念ではない。……したがって、系列という言葉重要な概念として論理を展開する場合は、論理の構築者みずからがこの俗語を経済的な概念に規定し直すという作業を必要とする。宮崎氏は、この手続を怠っている」(53頁)。

以下で明らかになることであるが、宮崎〔1976〕の主張の内容は実質的には私には理解できなかった。

基本概念の定義を示さずに、「仮説」を提示し、あるいは主張を展開するという「研究」が広範囲に存在するという点については、既に、三輪芳朗〔1989-b〕で触れたところであるが、そのような「研究者」にとっては、基本概念の定義が示されていないことの重大性はなかなか理解しがたいらしく、批判が有効な反応を引き出すことはほとんどないようである(*)。

(*) 当然なことであるが、このような「研究成果」を妥当なものとして支持する「研究者」あるいは読者には、ここに述べたような傾向が完全に共有されている。これまでの経験に照らせば、残念なことに、以下の議論はそのような人々にはほとんど理解されないであろう。

宮崎義一〔1976〕についてもこのことが当てはまるようである。

宮崎義一〔1976〕が全体の基礎になる企業集団表の作成の基礎を、「主観的ないし直感的な規定」によってではなく、「客観的な基準に照らして」行うために、「社長会、重役派遣、持株率、融資額、社債の登録・受託を指標とし、これらを適当に組み合わせることによって、各企業と企業集団とに間に強い結合関係、弱い結合関係が存在するかどうかを判定する」ことに対して、書評の中で、二木雄策〔1977〕は「このような方法が客観的な基準によるものだといえるのであろうか。いな、企業集団を確定するとき、言葉の本来の意味での客観的な基準など存在しうるのであろうか」(91頁; アンダーライン部分は本来は傍点である)とい

う疑問を提示した。この点に対して、宮崎義一〔1980〕はいろいろな観点から説明と批判を試みたあとで、次のように述べている。

「この種の作業においては、一定の基準の組合せを作業仮説として容認したうえで、企業集団を確定し、それを現実と比較しながら漸次改善していくことが重要であって、その作業仮説までも、『主観的ないし直感的』ときめつけるのはどうであろうか。企業集団そのものの存在を否定するのであればとにかく、もしも企業集団の存在を確信するのであれば、必要なことは、企業集団を確定しうるよりいっそう的確な作業仮説の提示とそれによる測定であって、安易に『主観的判断』の導入を強調して、企業集団確定の努力を放棄することではないのではなかろうか。拙著も『可能なかぎり経済学的に意味のある客観的な基準にてらして、企業集団の所属を規定する』ことに限定された一試論の域を大きく出るものではないのである」（172-3頁、引用文中の引用は、宮崎義一〔1976〕66頁、アンダーライン部分は本来は傍点である）。

さしあたり関連する疑問は次のようなものである。

(1)「企業集団そのものの存在を否定するのであればとにかく、もしも企業集団の存在を確信するのであれば」というが、企業集団の定義も示さずにもそもこのような問答がどうして可能なのだろうか。

(2)「存在を確信する」ようなものに関して、どうして、「一定の基準の組合せを作業仮説として容認したうえで、企業集団を確定し、それを現実と比較しながら漸次改善していく」というプロセスが「重要」でありうるのだろうか。そのようなプロセスを経る必要のあるものの「存在を確信する」ことがどうして可能なのだろうか。比較すべき「現実」とは何の事だろうか。どのようにして「比較」するのだろうか。

(3)「可能な限り経済学的に意味のある客観的な基準」とはどのようなものなのだろうか。「経済学的に」とはどういう意味か。「意味のある」とはどういう意味か。このような疑問について、(1)(2)を意識しながら答えるためにはどうしたらよいのだろうか。

(4)「『……企業集団の所属を規定する』ことに限定された一試論の域を大きく出るものではない」というが、本当にそのようなもの、つまり、とりあえず線引きを試みただけのものとして扱って良いのか。所属を規定することに限定され

たものであれば、そこから、だから、企業集団が、たとえば、「ワンセット主義」的な投資行動を生み出すというような主張を導こうとするものではないと考えて良いのか。それとも、その部分は「大きく出るものではない」としても、「出」ている部分に含まれるというのだろうか。

(5)そもそも、「作業仮説」とは何の事だろうか。この場合には、線の引き方のことだと考えれば良いのだろうか。それはどの様にして決めるのだろうか。

(6)「存在を確信」するとしても、その強さ、濃さは重要ではないのだろうか。たとえば、私が卒業した小学校に同窓会が存在するとしても、それが、たとえば日本経済の研究者の関心を引くことはないであろう。その理由は、当面の検討課題にとって、それが存在することが問題にするに足る影響を及ぼさないと判断するからである(*)。企業集団についてはそのようなことは関心の対象にならないのだろうか。

(*) 同窓会といっても、たとえば、造船産業の産業組織の研究者にとっては、東京大学工学部船舶工学科の同窓会の存在は関心の対象となるかも知れない。

一連の疑問の中で最も基本的なものが(1)であるが、この点に関しては、あまりに自明であると考えられているためか、検討あるいは説明が全く試みられていない。ここでは、自明と考えられていることを示唆する部分を宮崎義一〔1976〕の「まえがき」から引用するにとどめ、さきに進むことにしよう。

「ところで、アメリカの利権集団と同様、日本にもその特有の結合形態として”企業集団”の存在が確認されている。戦前の財閥については多くを語る必要はないだろう。……ところが戦後、占領政策によって財閥解体が行われたが、1951年7月の財閥解体完了宣言以後経営者間の集团的連絡機関ないし意志決定機関としての社長会が形成されはじめ、ふたたび日本特有の”企業集団”が脚光を浴びる時期を迎えるようになる。その中で最も強烈な印象を与えたのは、1963年8月の三菱グループによる三重工の再合併の意思決定であろう。さらに、それにつづくものとしては1964年5月、当時ソ連第一副首相ミコヤンとの会談で示した企業集団グループの共同行動、およびEXPO'70のパビリオンにみられる戦後日本の企業集団の存在と力の誇示などであろう。これによって企業集団のほぼ全貌が眼に見える形

をとってわれわれの前にそびえ立ったことになる」(v頁)。

ここに前提となっている「イメージ」を詮索すれば、以下のようなになる。

企業集団は一貫して存在することが確認されている。戦後ふたたび脚光を浴びるようになったのは社長会が形成されるようになってからの事である。一連の印象的な出来事に「よってその全貌が眼に見える形をとってわれわれの前にそびえ立ったことになる」(*)。

(*) 読者には、社長会が意思決定機関であるかどうか、そうであるとした場合に、どの範囲のことに関して意思決定するのか、意見が対立した場合にどのように処理するのか、あるいは、三重工の合併が三菱グループによる意思決定であるというのはどういう意味なのか等という点について想いを巡らしていただきたい。また、かりにここに示されたような出来事が「存在が確認されている」企業集団の存在によって生まれたものであるとして、「企業集団のほぼ全貌」がこの程度のものかという見方もあり得るといふ点についても考えていただきたい。

<3> 宮崎義一〔1976〕の検討…(2)基本的な意図の紹介と異なる考え方の紹介

宮崎義一〔1976〕は「まえがき」の冒頭の部分で、次のように述べている。

「戦前の日本資本主義分析は土地所有制の分析が”基底”におかれていた。…しかし、戦後の日本経済論においては、土地所有制分析に代わって株式会社形態をとった日本企業分析とくにその”所有と支配”に関する分析が脚光を浴び、その不可欠な中心部分を占めるに至ったといつてよいだろう。

私が、本書において、戦後、とくに高度成長期の日本企業を考察の対象としてとり上げる意図もそこにあった」(iii頁)。

「不可欠な中心部分を占めるに至った」かどうかはともかくとして、「”所有と支配”に関する分析が脚光を浴び」、関連する文献が次々と生み出されたことは間違いない。宮崎義一〔1962〕をはじめとする宮崎の一連の著作がその中心に位置し、宮崎義一〔1976〕がその集大成という性格を持つことも大方の異論のないところであろう。

関連する文献が次々に生み出されたこと、そのような文献が大量に蓄積された

ことそれ自体は、当然の事ながら、研究課題が適当であること、研究結果が妥当であることを保証するものではない（*）。

（*）たとえば、日本の中小企業、下請制に関する研究文献の膨大な山を念頭に置いて、三輪芳朗〔1988-b、1989-a〕をお読みいただきたい。

たとえば、中村秀一郎〔1975〕は、宮崎義一〔1972〕に展開された「経営者支配の崩壊」を念頭に置いて次のように述べている。

「経営者支配を宮崎氏はなぜこのように強引に否定しようとするのであろうか。それは氏の論理の基礎に、資本主義における諸悪の根源が所有＝支配にあることは昔も今も変わらない、という判断があり、現代ではそれが法人所有＝支配なのだといいたいために、資本所有から相対的に独自の今日の経営者支配を否定しなければならなかったのだと思われる。しかしこのような私的所有こそ諸悪の根源とみる俗流マルクス主義の立場に同調しては、現代資本主義を解明することは不可能である」（44頁）（*）。

（*）宮崎義一〔1976〕には、“所有と支配”をどの様にとらえようとするか（つまり、どの様に線引きするか）という点に関する説明はあるが、なぜそれが重要か、それによって何を説明しようとするのかが一向に明らかではない。従ってここに引用した中村〔1975〕の主張の妥当性について判断することはできないが、以下にみるように、相当程度的を射ているというのが率直な印象である。

さらに、「所有」「支配」という言葉の使用それ自体について否定的な立場に立つ主張がある。

「大きな企業のような複雑な組織体になれば、それが生み出す剰余あるいは成果の分配のメカニズムや財務上の意思決定のプロセスは、複雑とならざるをえない。したがって、企業の『所有』は、法律上の形式的な権利義務関係は別として、経済学的な観点からは、形式的に誰が所有しており誰が所有していないかという『黒か白か』の問題ではなく、企業という組織体から生じる剰余（ときにはマイナスのこともある）の分配を誰がどの程度受けるか、また経営上の意思決定にど

の程度参画するかという、さまざまな『灰色』の程度の、分配と意思決定への参加の問題と考えるべきである。

『支配』という言葉はさらに難しい。日本語の『支配』に対する英語の単語としては、command, control, direct, dominate, govern, manage, rule, sway 等さまざまな語があり、その意味はそれぞれ微妙に異なる。社会科学の学問的な議論では、その意味を明確にしないかぎり、『支配』というような言葉を使うことは避ける方が賢明であろう」（小宮隆太郎〔1988〕11頁）。

宮崎義一〔1976〕は、「所有」「支配」について明確な定義を示さないまま、線引きが可能であるという判断を当然の前提として、「可能な限り経済学的に意味のある客観的な基準にてらして、企業集団の所属を規定する」作業に専念するのである（*）。

（*）宮崎義一〔1980〕は、「経営者支配」に関連して、「拙論では、原則としてパーリー＝ミーンズ以来の伝統的な定義に依存している」と述べたあとで、西山忠範〔1979〕と中村〔1975〕について次のように述べている。

「これらの、西山説、中村説は、『経営者支配』に関する定義の変更を必要とし、にわかに採用することは困難である。したがって、拙論では学会にすでに定着しているパーリー＝ミーンズの規定を基準にするほかはない」（184頁）。

「学会にすでに定着している」とする主張の意味が明確には理解しがたいが、経済分析に用いる言葉の選択の当否は分析目的に依存しているという立場に立てば、この主張は、宮崎義一〔1976〕の内容はパーリー＝ミーンズの規定をそのまま日本に適用したものであることを主張するに過ぎず、分析目的に照らしてこの規定の仕方の正当性を主張し得るものではない。（この点に関連して、先に引用したように宮崎〔1976〕は「可能なかぎり経済学的に意味のある客観的基準にてらして」という説明をしていることに注意する必要がある。）

ここではこの点に関連して、(イ)宮崎〔1976〕では、上に述べたように、「所有」と「支配」をとり上げる目的が明確にされていないために、このような言葉の選択が妥当であるかどうかを検討できないこと、(ロ)西山〔1979〕、中村〔1975〕は分析目的を示してそれに照らして宮崎のとらえ方が適当ではないと批判しているのであるから反論としての有効性は弱いこと、を指摘するにとどめる。

この節の冒頭に引用した宮崎義一〔1976〕の「意図」に関連してもう一点述べておくべきことは次の点である。

戦前に「土地所有制の分析が”基底”におかれていた」のは、土地が相対的にみて最も根源的な（生産）要素であるとの判断があったためであろう。それと対比できる意味で、「株式会社形態をとった日本企業」を（生産）要素としてとらえることが適当であろうか、という視点からの検討が必要であろう。これは、「所有」あるいは「支配」という言葉が曖昧である事とも関連する。戦前期においては、たとえば、経済が全体として生み出す剰余あるいは成果の分配のメカニズムに決定的に重要な影響を与える要因が最も根源的な（生産）要素である土地であったとし、戦後期においては、「株式会社形態をとった日本企業」がこの分配のメカニズムに決定的に重要な影響を与えるとしても、その「所有」と「支配」を調べればすむというものではない。

小宮隆太郎〔1988〕がいうように「大きな企業のような複雑な組織体になれば、それが生み出す剰余あるいは成果の配分のメカニズムや財務上の意思決定のプロセスは、複雑とならざるをえない。……形式的に誰が所有しており誰が所有していないかという『黒か白か』の問題ではなく、企業という組織体から生じる剰余の分配を誰がどの程度受けるか、また経営上の意思決定にどの程度参画するかという、さまざまな『灰色』の程度の、分配と意思決定への参加の問題と考えるべきである」（11頁）。

その際に、関心を集中すべき視点は、何が最も根源的なあるいは希少な（生産）要素かというものである。この点に関して、後に詳しくみるように、宮崎義一〔1976〕では、形態としては、出資、融資、等さまざまなものがあるが、最も根源的な（生産）要素は、資金であると考えられている。

この点に関しては明確に異なった立場に立つ主張があり、私も基本的にこれに賛同する（*）。

（*）たとえば、三輪芳朗〔1988〕は基本的にこのような立場に立っている。

たとえば次のようなものである。

「……現代の企業にとっては基本的に重要な仕事が定型的な仕事を着実に遂行していくことよりは、人々の相互作用によって情報を創り、ビジネスの新しい分脈を求め、たえざるイノベーションの累積過程を形成していくことにあるとする。そういった相互作用の中に資本の所有者が重要な影響力をもって登場する場合は乏しいであろう。資本の所有者が分散していない場合には、所有者は企業の人事権などでは決定的な影響力をもってはいるが、それは一般に危機的な状況において発揮される場合が多い。ということは金融面の影響力にとどまることを意味しており、所有をテコに前述のような相互作用のあり方に影響力が及ぶという可能性は乏しい。まして、所有が分散し株式の相互持ち合いが行われるというような 'constellation of interests' (John Scott)の下では影響力は中立的なものに止まるであろう。したがって、企業グループ関係の場合にも、過半数の株式を所有して『経営権を確保する』ことの重要性は低下してきているように見える。……

要するに所有（さらに金融）は企業の危機の時に影響力を発揮するのであり、所有者から委譲された権限がなければ仕事の調整が出来なかったり、あるいは所有をテコとして企業の境界が広がったり、企業グループが拡張したりする可能性は乏しいといえるであろう」（今井賢一〔1988〕14-5頁）。

以上の、検討を踏まえて、次節では宮崎義一〔1976〕の内容に立ち入ることにする。

<4> 宮崎義一〔1976〕の検討…(3)企業の意思決定と「所有」

<4>では、宮崎義一〔1976〕の内容に立ち入って検討する。

宮崎義一〔1976〕では「”所有と支配”」が主張の中心にすえられるが、前節でも述べたように、「所有」「支配」という言葉がそれぞれ明確な定義を示されず曖昧なまま用いられており、しかも、それらを選択する事を正当化する分析目的が明示されていないために具体的な記述内容からの情報によってこの曖昧さを克服することも可能ではない。したがって、主張の”所有と支配”に関わる部分の直接的な検討にいきなりとりかかることはできない。

<4>では、次のような考え方に基づいて、宮崎義一〔1976〕のうちの経済現象の

説明に関連する部分を検討して、企業集団に関連する宮崎〔1976〕の論理および証拠が唱道されるような主張を支持する根拠となり得るか否かを検討する。

先述のように「企業集団」が存在するか否かは、その定義、あるいは、「存在」するか否かの判定基準に依存しているのであって、ここでは、その点に立ち入る必要はない（*）。

（*）先述の小学校の同窓会の例を想起していただきたい。

会長が存在すること、名簿が存在すること、名簿のカバレッジが80%を超えていること、名簿が定期的に（たとえば毎年）更新されていること、毎年総会が開かれていること、総会への出欠の案内の回収率が60%を超えていること、などという要件のうち、どれを、あるいは、いくつ満たせば同窓会が「存在する」というのだろうか。

我々にとっては、「企業集団」あるいは「企業グループ」という表現によって表わされると想定されている「存在」が、個別の企業の行動の各側面に決定的に重要な影響を与えているかどうか、与えているとすればそのルートとメカニズム、影響の程度はどのようなものかという点が基本的な関心事である。つまり、そのような「存在」を想定しないで、あるいは、無視して個別の企業の行動を分析した場合と「存在」するものを考慮にいった場合と大きく異なった帰結が現われるかどうかという点に関心があるのである。

具体的に例示すれば、「企業集団」---->「ワンセット主義的設備投資行動」---->「過当競争体質」あるいは「結果としての高成長」、という因果関係が成立するのかが検討課題である（*）。

（*）したがって、「企業集団」が「存在」しなければ、このような関係が成立しないことはいうまでもないが、「存在」しても想定しているような投資行動に結びつかなければ、このような関係は成立しない。

ここでは、そのような目的にそって宮崎義一〔1976〕を検討するのであるから、宮崎「説」の評価それ自体を試みようとするものではない。（関心事ではないと同時に、これまでに触れたように、いくつかの重要な点で筆者の理解を超えてい

る。)

<4-1> 主張の紹介

因果関係の検討の第一段階として、「企業集団」が存在し、実質的な機能を果たしているという点についてはこれを前提として受け入れて、それが、個別に企業の意思決定に重大に影響を与えていると考えられるかどうかという点について検討しよう。

関連して、第一に留意すべき事は、宮崎義一〔1976〕では、「支配」と「ビジネスリーダーシップ」が峻別されていることである。

たとえば、宮崎義一〔1979〕では、次のように述べられている。

「R.A.ゴードンの指摘するごとく、ビジネスリーダーシップというのは、『企業を組織的に指導する職能であり、経営活動の進路を規定する諸決定を行う機能』の事であるが、支配というのはこのようなアクティブなリーダーシップではなく、経営者を選任ないし解任する力を掌握することである。

したがって、日本に見られる『会社支配』の場合、ビジネスリーダーシップとは別に、それを発揮する経営者の任免変更の権限が株式所有を通じて親会社である出資会社の手掌握されていることを意味している。しかし有力株主が個人またはそのグループではなく、法人組織であると、實際上、親会社に帰属する株主権限としての経営者任免権は、その親会社の経営者によって代行されざるを得ない」(234頁)(*)。

(*) また、宮崎義一〔1980〕184-5頁を参照。

設備投資の決定は「ビジネスリーダーシップ」の範疇に入ると考えられるから、それを発揮する「経営者を選任ないし解任する力」が実質的に「企業集団」の手中に握られているか、かりに握られている場合に、現実に行使されているか、という点が次に検討されるべき点である。

まず、宮崎義一〔1976〕の主張からみてみよう。

ここでは、「第V章 企業集団の戦前と戦後」をとり上げるが、ここでは、実質

的には、「戦前の3大財閥と、戦後の旧財閥系3大企業集団（三菱、三井、住友）を比較して」（210頁）いる（*）（**）。

（*）この部分は、宮崎義一〔1966〕の「補論II 系列と財閥の異同」に大きく依存しており、以下に引用する部分はほとんどそのまま利用されている。

（**）宮崎義一〔1976〕では、「企業集団」といってもさまざまであって、たとえば「社長会」の「権能」についてもまちまちであると考えられている。ここでとり上げられる3つの「企業集団」は、「権能」がもっとも強力であると考えられているものである。63-4頁参照。

戦後の社長会の性格について、「”戦犯追放”」と「1950（昭和25）年の商法改正によって、取締役は必ずしも株主でなくてよいことになったため、”所有と経営の分離”はますます進み、社長会の構成メンバーの”経営者”色は強まっていった」（211頁）とのべたあとで、同趣旨のものとして、野田一夫〔1963〕から次の部分を引用している。

「戦後日本の大企業の経営権は、持株比率からいって、会社の所有権とはほとんど無縁の人々によって握られており、かつ彼らは、順調に経営をつづけているかぎり事業活動上の意思決定の自由を大幅に有して（旧財閥系グループに属する企業すら）、外部の特定の支配集団の影響をうけることが戦前に比し格段に少なくなったといえる」（263頁）（*）。

（*）引用部分は、次のような記述に続く部分である。

「以上の成果は現代の日本の大企業経営者の行動についての一般人の常識的推論を裏づけるに足るものといつてよい。つまり、広瀬氏の最近の業績を含めてこれまでのいくつかの同種の実証研究が示しているように」（263頁）。

また、引用部分の数行あとには次のような記述がみられるが、関連して前節末に引用した今井〔1988〕を思い起こしていただきたい。

「今日の大企業経営者の大部分は、企業経営全般ないし部分管理にかんする知識、能力、経験といった資格要件に合致した専門経営者なのである」（264頁）。

つづく部分で、たとえば、戦前の三菱の社長室会議を念頭において、戦後の社長会について次の2点を指摘している。

「一つは、社長会の中核に、金融機関が位置していることは事実だが、必ずしもそれに固定していることはなく、最近では、各企業集団とも、銀行より重化学工業の社長の方が発言力がある。……要するに、金融問題が中心の時は銀行が、新しい生産技術が問題のときは、巨大メーカーがといった風に、中核が移動するところに、社長会の特徴がみられる。確かに中核はあるが、各企業集団各社の関係はあくまでも上下関係でなく、相互にヨコにスクラムを組んだようなマトリックス型の結合関係である点で、固定した持株会社中心のピラミッド型旧財閥と異なっている。……」

第2に、そのために、高度成長期前半の社長会には系列各社の重役に対する人事権もなかった。旧財閥と同様、当時の社長会は、新規事業の決定とか、緊急救済融資の決定とかを行いうるし、現に行ってきたが、人事権をもたないため、それに従わないときの統制力が弱かった。その結果、各系列企業間でも、同一業種の占拠率あらそいがみられることも少なくなかった。しかし、1965年の不況時以降社長会の権限は著しく強化され人事権、とくに社長の決定についてはかなりの発言権をもつようになった」（211-2頁）（*）。

（*）最後の「しかし」以下の部分が加わった点を別にすれば、この部分は、宮崎義一〔1966〕225頁と同じである。

上の引用に加えて、次の部分を同時に考慮すれば、宮崎義一〔1976〕において、三菱、三井、住友の旧財閥系企業集団においてさえ、「ビジネスリーダーシップ」を発揮する「経営者を選任ないし解任する力」は実質的に「企業集団」の手中に握られていないと考えられているし、したがって、現実に行使されていないと考えてよい。これらの「企業集団」においてこのことが成立するならば、そのほかの「企業集団」については改めて検討する必要はない。

「戦後の人的結合は、三井、三菱、住友いずれを見ても、著しく稀薄になっている。それは、言うまでもなく、持株会社が解体されたからに他ならない。しかも、注目すべき事は、派遣重役のほとんどが、その会社の専属重役になっていて、

兼務がない点であろう。これは、独禁法13条によって、役員の兼任が制限されているからであるが、これをみても、戦前にくらべて戦後は、数量的ばかりでなく、質的にも人的結合が弱まったことがわかる。しかも、たとえ銀行から役員が派遣されるときでも、大体において経理担当重役という専門経営者の資格においてであって、支配の紐帯としての重みは、戦前本社役員の兼務のときと雲泥の相違である。かくて一般的にいて、人的結合関係においてもまた、戦後の系列企業集団の結束は、戦前の財閥に比べて格段の相違をもつものといえるだろう」（217頁）（*）。

（*）独禁法13条1項は「会社の役員又は従業員は、国内の会社の役員の地位を兼ねることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない」（昭和28年改正法）と定めるから、ここに引用した宮崎〔1976〕の説明には根拠がない。

以上の検討結果は、「企業集団」と個別の企業間に成立している関係に関する宮崎義一〔1976〕の事実認識を前提にすれば、「ビジネスリーダーシップ」の範疇にはいる設備投資の決定は、「企業集団」の影響を受ける事なく行われている事を示している。

したがって、問題の因果関係に関していえば、かりに、「過当競争的体質」があるとしても、それと「企業集団」との間には直接的な因果関係はないことになる（*）。

（*）それでは、「ワンセット主義的設備投資行動」についてはどう説明するのかという疑問が提出されるであろうが、そもそも、「企業集団」の存在、境界線の引き方が自明ではないはずであり、「ワンセット主義的設備投資行動」そのものがその自明でないものを前提に導かれた図式なのであるから、「企業集団」が個別企業の設備投資行動に影響を与えない以上、そのようなものは「意味のあるもの」としては存在しないことになる。

また、野田〔1963〕は宮崎義一〔1962〕に関連して、次のように述べている。

「たしかに各企業のビヘイビヤ―は、結果的には『ワングループ・ワンセット』

という形に要約される面があるが、この場合投資活動のイニシアティブをとったのは、大部分個々の産業経営者であって銀行経営者ではなかったという事実である。つまり、後者はほとんどの場合そうした経営者の積極的投資行動をバック・アップする役割を果たしたにすぎない」（269頁）。

以上の結論が、ここに例示としてとり上げた設備投資行動に限定されるものではないことに注意する必要がある。

宮崎義一〔1976〕の「ビジネスリーダーシップ」の範疇にはいる企業の意思決定全般に関わることであり、恐らくは、われわれにとって関心のある企業行動の全ての側面に関わる事なのである。

したがって、以上の検討結果は、企業集団の「存在」は、個別企業の行動、個別の産業の行動、日本の産業全体の行動に重大な影響を与えるものではなく、たとえば、日本経済の産業的成功の重要な原因とは考えられていないことを意味している。

逆にいえば、設備投資行動、産業的成功を支えたメカニズムの解明・理解にとって、「存在」するとされる「企業集団」の分析は重要な意味をもち得るものとは考えられていないことをこのことは意味している。

<4-2> 評価

<4-1>の議論を読んで、読者は不思議に思われなかつただろうか。

宮崎義一〔1976〕に至る一連の研究の始まりである宮崎義一〔1962〕の副題は、「系列支配機構の解明」であり、宮崎義一〔1966〕の主要部分はこの論文をそのまま収めている。前項でとり上げた宮崎〔1976〕の第V章は宮崎〔1966〕の「補論II」をほとんどそのまま収めたものである。このように考えれば、「系列支配機構」に関する事実が宮崎〔1976〕に明瞭に指摘されているはずであるにも関わらず、そうではないのである。

注意していただきたいのは、前項の議論は宮崎義一〔1976〕で何が指摘されているかをそのまま見たのであって、批判的に検討したのではない点である（*）。

(*)最後の結論が、「重要な意味をもち得るものとは考えられていないのである」というのべかたをしている点を想起していただきたい。

宮崎義一〔1976〕について、さきに、主張の内容がよ良くは理解できないと述べた理由の一つは、この点に戸惑いを感じることである。

宮崎義一〔1962〕で「系列支配機構の解明」という副題を掲げ、宮崎義一〔1976〕では、さきに引用したように「日本にもその特有の結合形態として”企業集団”の存在が確認されている。……これによって企業集団のほぼ全貌が眼に見える形をとってわれわれの前にそびえ立ったことになる」(v頁)と述べていること、「派遣重役のほとんどが、その会社の専属重役になっていて、兼務がない……これは独禁法13条によって、役員の内兼任が制限されているからである」「1965年の不況時以降社長会の権限は著しく強化され人事権、とくに社長の決定についてはかなりの発言権をもつようになった」と述べていることを同時に考え合わせると、「企業集団」の力は次第に強くなって、とくに1965年の不況時以降社長会の権限が強くなると同時に、その全貌が眼に見えるようになったというのが宮崎〔1976〕の主張であると考えてよいのであろうか。それ以前の時点(たとえば昭和30年代後半)については、それは未だ萌芽が見えるに過ぎない状態であり、宮崎義一〔1962〕はそれを指摘したに過ぎなかったのである。以上のように考えれば、一応のつじつまは合うが、本当にそれでよいのであろうか。この点については、読者の判断をまつよりない。

次節では、宮崎義一〔1976〕の「企業集団」に関する図式の説得力について検討を加えることにしよう。このことなくしては、例えば、「1965年の不況時以降社長会の権限は著しく強化され……」という主張の妥当性について検討することはできないのである。

<5>宮崎義一〔1976〕の検討…(4)「企業集団」の7つの特徴

宮崎義一〔1976〕は、「可能なかぎり経済学的に意味のある客観的基準にてらして、企業集団を規定する」(66頁)を目指すものだとするが、私のみるかぎり、「経済学的に意味のある」という表現について明示的な説明はないから、「企業

「企業集団表」作成の具体的プロセスあるいはそれに関する説明の部分から、その意味について推定するほかない。

ここで主に参照するのは、「4 企業集団分類基準の確定」（59頁以下）である。

宮崎義一〔1976〕のいう企業集団には、以下にみるような7つの特徴があるように思われる。

第一の特徴は次のようなものである。

「企業間結合関係のパターン」として7つの区分を紹介したあとで、これらの「七つの結合関係指標のうち、わずかに(iv)資金調達関係、(v)株式所有関係、(vi)役員派遣等人的関係および(vii)企業間の歴史的関係の四つの指標しか確定できない」が、「本研究のように企業間の結合関係と資本の支配関係の側面から把握するためには、以上の利用可能な四つの結合関係指標を基礎とした、後述の具体的な分類基準に依拠するだけでもほぼ目的は達せられるとあってよい」（60頁）と考えられている。

したがって、「ほぼ」という微妙な限定はあるが、「企業集団表」の作成基準の選択は、資料の入手可能性によって制約されていないと考えてよい。

また、「企業集団分類の基準」をみると「本調査において企業集団分類の基準として採用したのは、社長会・重役派遣・持株率・融資額・社債の登録、受託の5項目であり、それぞれの項目ごとにさらに量的に細かい基準を定めて、項目内部のウェイトを区分し、客観的基準による所属企業集団の決定を可能にした」（66-7頁）と述べるから、「企業間の歴史的関係」とは「具体的」には「社長会」のことだと考えられている（*）。

（*）もっとも、「親会社－子会社関係の確定」の「基準(ロ)」のなかで「たとえば日立製作所が日立金属を分離して独立するさせるように、A企業の一部門を分離してB企業として独立するさいに、A企業からB企業に移動した社員がB企業の役員になっていること」（63頁）というような形の記述もある。

第二の特徴は、「企業集団」が次のような形で登場することである。

「親会社－子会社関係」について、「これには……ある企業の一部門を分離し

て新設した別会社や……ある企業に自社の株式の大半を占められ、独自の意思決定を行い得ない会社などが含まれる」(*)と述べたあとで、「この親会社－子会社関係が一企業対一企業の間を表現するものとするならば、これと区別して、一つの親会社を中核に、社長会、出資、融資、重役派遣等の関係によって結合された多数の会社が周辺にむらがり、またそれら関連会社間にもある種の結合関係がみられるとき、これを企業集団とよぶ」(60-1頁)とする。

(*) 関連して、「なおいわゆる下請会社もこのタイプの結合関係である」とのべる。具体的にどのような会社を指して「下請会社」と呼ぶのか、それらがいかなる理由によって「独自の意思決定を行い得ない」と考えられるのか不明であるが、このような主張には大いに疑問がある。関連して、三輪芳朗〔1988-b、1989-a〕を参照。

「親会社－子会社」関係が主たる結合関係であり、「関連会社間にもある種の結合関係がみられる」ことは副次的なものと考えられているのである。

第三の特徴は、「金融機関を中核」とする企業集団が典型あるいは代表と考えられていることである。

このように判断する第一の理由は、「企業集団も……三つの型に区別できる」とするが、関連して次のように述べていることである。

「(a)旧財関係……のように銀行・信託・保険などの金融保険などの金融集団を中核とするか、または……単一の金融機関を中核とする融資系列的色彩の濃厚なもの。その中でも、三菱・三井・住友・第一（とくに古河系）のように定例の社長会を形成し、それに統一的意思決定の機関ないしそれに準ずる役割を与えているものと、それでないものに区別できる。

(b)金融機関を中核としないで、重化学工業のビッグビジネスを中核とするコンチェルン型……、トラスト型……の企業集団としては、東芝系……などがある。なおこのうち、この種の企業集団の中核をなすビッグビジネスが特定の系列下に強い結合関係を保つばあいとそうでないばあいが区別される」(61頁)。

まず、とり上げる順序に注目し、次いで(b)の書き出しが「金融機関を中核としないで」であることに注意し、さらに、(b)についても「中核をなすビッグビジ

ネスが特定の系列下に強い結合関係を保つ」か否かを見るとする点を注視していただきたい。

第二の理由は、「企業集団分類の基準」として採用される5つの項目のうち、「重役派遣・持株率」を除く3つの項目（「社長会・融資額・社債の登録、受託」）は、「金融機関を中核としない」型の企業集団には関わりのないものである。このことは、この基準、したがって、「企業集団分類」が第一に「金融機関を中核」とする型を念頭において行われていることを示している。

第四の特徴は、企業集団の区別に関して述べたあとで、次のような形で「系列外企業」という表現が登場することに関わる。

「もちろん、資産50億円以上の巨大企業のすべてが、以上の親会社－子会社関係あるいは企業集団のいずれかに属しているわけではない。それらのいずれにも属さないで単独で自己の企業行動の意思決定を行っている系列外企業もかなり存在する。これは……『企業集団分類の基準』に該当しない企業である」（61頁）。

この記述に暗黙のうちに前提とされる考え方は、「親会社－子会社関係あるいは企業集団のいずれかに属している」企業は「系列企業」であって、「単独で自己の企業行動の意思決定を行って」いないというものでなければならない（*）。

（*）したがって、これは第二の特徴とほとんど同じものである。

それでは、意思決定の主体は誰かあるいはどこにいるのかという点が次の検討課題となるが、関連する特徴は次の二つである。

第五の特徴は「社長会」の役割に対する高い評価である。

まず、「企業を企業集団ごとに分類する」ための「予備的作業として、親会社－子会社関係と社長会の評価と金融集団の確定が必要である」（62頁）とのべ、この三つが核になる概念であることを示唆している。

「社長会」については、まず次のように述べる。

「よく知られているように、旧財閥系列に属する諸会社の間には、現在それぞれ社長会という会合があり、各企業集団の方針を調整したり、各企業が共同して行う事業計画を立案したり、旧財閥名称を会社名につけることを許すかどうか決定したりしている」（*）（63頁）。

(*) もっとも、続いて次のように述べるから、すべての企業集団において社長会が存在して決定的に重要な役割を果たしていると考えられているわけではない。

「一口に社長会というが、三井系の『五日会』（1965年以降『二木会』に発展解消）、『月曜会』、三菱系の『金曜会』、住友系の『白水会』、古河系の『三水会』、川崎系の『睦会』、旧鈴木商店系の『鈴和会』などさまざまである。したがって一般的に定義すれば、社長会は、財閥解体後、人的結合を中心として構成された旧財閥系諸会社結集のための組織であるが、……情報交換を兼ねた懇親会程度のものから、……企業集団全体の意思決定機関としての権能をもつものまでその権限はまちまちである」（63頁）。

何が「よく知られている」のか、「各企業集団の方針」とはなにか、それを「調整」するとは具体的に何をするのか、「共同して行う」とはどのようにして行うことか、どのような「事業」か、などという点、あるいは、前節で見たような宮崎義一〔1976〕のいう戦後の社長会の特徴との関連をどのように説明するのかなどという点についてはここでは立ち入らず、「社長会」の役割が強調されていることを第五の特徴としてとり上げるにとどめる。

第六の特徴は、金融集団という概念が登場して重要な役割を演じることである。

「三井系、三菱系、住友系の金融機関の集団をはじめとし、社長会などを通じて相互に意思決定にあたって、合議をし、あたかも単一の組織体かそれに準ずるような行動をとる金融会社の集団が現存する。このように単一の意思決定の下に企業行動をとる金融会社群をここで金融集団とよぶ。

以下の調査においては、このような特定金融集団から派遣または兼任されている役員（取締役、監査役等）の数および、特定金融集団よりの借入金などは、それぞれの集団を構成する金融機関からの係数を総計したもので示す。それは、あたかも単一の金融機関に準ずる取扱をすることを意味する」（65-6頁）。

「金融集団」として取り扱われるのは、「三井」「三菱」「住友」「富士・安田」「第一」「三和」「大和」「東海」の「8集団」である。

具体的には、「企業集団分類の指標」のうち「重役派遣」「持株率」で「同一企業または同一金融集団」が、「融資額」「社債の登録・受託」で「同一金融機

関または同一金融集団」が、それぞれ検討対象主体となっている。

第七の特徴は、「持株率」と「融資額」の相対的位置づけに関連する。

たとえば、「各企業間ないし金融集団と企業間に」「強い結合関係」があると判定するための条件として、2b（持株率40%以上）、2c（借入金自己資本の100%以上）が単独で、（3a,3b）、（3a,3c）がそれぞれペアで上げられているが、このことは、たとえば、3b（持株率20%以上40%未満）と3c（借入金自己資本の50%以上100%未満）とが「判定基準」として同等の価値をもつと考えられていることを意味する。

特徴としてとり上げるのは、具体的な数字ではなく、その背景にある考え方である。

二木雄策〔1977〕に答えて、宮崎義一〔1980〕は次のように述べている。

「拙著の企業集団表の対象企業について自己資本比率を実際計算してみると、25%から30%の間に集中している……それは、ほぼ自己資本1に対して他人資本2.5の割合であることを示している。これに対して、単一企業または特定企業集団による融資が自己資本と同額であるという基準は、だいたいにおいて他人資本総額の40%を支配していることとなろう。……したがってこれと持株比率40%とはほぼ等置してもさしつかえない基準と想定したのである」（171-2頁）。

宮崎義一〔1976〕では、融資、出資はともに企業に対する資金の提供という側面で同列に評価されているのであり、企業が使用する資金のどのような割合を「支配」しているかが最大の関心事なのである（*）。

（*）株式会社制度のもとでは、特定の時点で評価して、同額の資金を提供しているとしても、株主と債権者とでは発言権の強さは同じではないとする見方もあろう。宮崎義一〔1976〕では、この点の違いはないと判断されていることになる。

たとえば西山忠範〔1975〕では、「総合勢力指標（T）」を求める際に10対1というウェイトを採用している。25頁以下を参照。

宮崎義一〔1976〕の「経済学的に意味のある客観的な基準にてらして…所属を規定する」ことができるとされる「企業集団」像が以上の7つの特徴から明らかになるわけではないが、これを参考にして構成すると概ね次のようなものである

と考えられる。

「企業集団」の中心に位置するのは「金融集団」であり、それは意思決定にあたって、合議をし、「あたかも単一の組織体かそれに準ずるような行動をとる金融会社の集団」である。これを「中核に、社長会、出資、融資、重役派遣等の関係によって多数の会社が周辺にむらがり、……企業集団」が形成されている。「親会社－子会社関係あるいは企業集団に属している」企業は「系列企業」であって、「単独で自己の企業行動の意思決定を行って」いない。また、「社長会」が存在し、そのなかには「企業集団全体の意思決定機関としての権能をもつものまで」存在する。金融機関がこのように優位（あるいは支配的）な立場に立つのは、企業が使用する資金の大きな割合を「支配」することによる。

<6>宮崎義一〔1976〕の検討…(5)集団表作成作業の吟味と表の意義に関する疑問

<6>では<5>でみた宮崎〔1976〕の「経済学的に意味のある客観的な基準にてらして、企業集団の所属を規定する」という作業、あるいは、そのようにして「規定」された「企業集団」の意義に関する疑問を提示する。

疑問の提示はいささか羅列的なものとなるが、これは<4>までにみたように宮崎〔1976〕の「企業集団の所属を規定する」という作業の目的が明確には理解できないことに大きく起因している。また、関連して、疑問の提示は、このような「企業集団」論あるいは、それに関わる「研究」の意義を直接否定しようとするものではないという点について留意を促したい。「企業集団」に関する議論から何らかの結論を導く際に、それぞれの研究者がその分析概念としての妥当性・有効性を判断すればよいことであり、それが明示されない段階で、あるいは、それを明確に理解しない段階でこの点にかんして結論を下そうとするものではない（*）。

（*）もっとも、この論文の冒頭でのべたように、日本経済、日本の産業、日本の企業に関連する諸問題について検討する際に、重要なあるいは有効な分析概念として「企業集団」を用いるか、「企業集団」論に関心があるか、と問われれば、私はないと答えることになる。その理由の説明としては、以下に提示する疑問をみていただきたい。

「企業集団」「企業グループ」という言葉あるいはそれを用いて構成されるさまざまな主張を支持し、あるいは共鳴される方々が、たとえば宮崎〔1976〕の「企業集団」に関する主張が以上にみたような複雑な構成物でありはなはだ理解しにくいものである点を十分理解されているかどうかは私にはわからない。

かりに、どこかの点で違うといわれるのであれば、違うものを同じ言葉で表現していることになり、そのようなものが複数共存することが大いなる混乱の源になるのであるから、相違点に限らず、何のことを「企業集団」と呼ぶかを明示すべきである。

「企業集団」は「系列」と同じく「俗語」なのであり、そのような「言葉を重要な概念として論理を展開する場合は、論理の構築者みずからこの俗語を経済学的な概念に規定し直すという作業を必要とする」（杉岡碩夫〔1965〕53頁）のである。

<6-1> 第一の疑問

第一の疑問は、宮崎義一〔1976〕の作業の大前提である、「企業集団そのものの存在を否定するのであればとにかく、もしも企業集団の存在を確信するのであれば」（宮崎〔1980〕172頁）という「企業集団の存在」に関わるものである。

「企業集団」が「存在」するとは、たとえば、(イ)「金融集団」が「存在」すること、(ロ)そのまわりに「むらが」る多数の「独自の企業的意思決定を行い得ない」会社が存在すること、(ハ)「社長会」が存在し、「企業集団の意思決定機関としての権能をもつ」こと、などという主張あるいは判断とどのように関連しているのだろうか。すべてが事実であると判定し、そのことを「企業集団」が「存在」と主張しているのだろうか。何かもっと高次の超越的な力(S)が「存在」しており、(イ)~(ハ)のような事実は、それぞれがその具体的な実現形態である、というのが主張の内容なのだろうか(*)。

(*)先に引用した部分の「これによって企業集団のほぼ全貌が眼に見える形をとってわれわれの前にそびえ立ったことになる」（宮崎〔1976〕v頁）という表現からは、このような推測も成り立ち得るのである。

「企業集団の存在」という意味が明確でないとする、それを前提とする「企業集団を確定しうるよりいっそう的確な作業仮説の提示とそれによる測定」作業の意義も明確ではなくなり（*）、「拙著も『可能なかぎり経済学的に意味のある客観的な基準にてらして、企業集団の所属を規定する』ことに限定された一試論の域を大きくするものではない」（宮崎〔1980〕172-3頁）とする反論も有効性を失なう（**）。

（*）いささか刺激的な表現を用いると、明確ではない前提のもとで行われる「確定」作業は、「ぬりえ」と同質のものであり、それは趣味の領域に属することである。「ぬりえ」については三輪芳朗〔1982〕36頁注35および関連部分を参照。

（**）「企業集団」の中核に位置すると考えられている「金融集団」について、宮崎〔1976〕は先に引用した部分に続いて「本調査で金融集団として取り扱ったものは次の8集団である」（66頁）とのべるが、「存在」を「確信」するものに「取り扱った」という表現はいかにもふさわしくないのではなかろうか。「確信」にまで至らず、取り扱うかどうか判断に迷い、一部を含め、他は除外したというニュアンスがこの表現にはあらわれているように思われる。

<6-2> 第二の疑問

「企業集団の存在」をすべての議論の前提として受け入れがたいとすれば「企業集団」をめぐる議論あるいはそれを用いた主張が有効であるためには、それを構成する複数の主張が事実判断としてすべて妥当であり、同時に論理的に矛盾しないことが必要である。

詳細な吟味に入る前に、<5-2>では、そもそも、宮崎義一〔1976〕はそのような主張を展開しているのか、という疑問を提示しよう（*）。

（*）<4>の議論を想起していただきたい。

宮崎義一〔1976〕自体が<5>にみたような「企業集団」の図式が現実には成立して

いると考ているのかという観点から吟味するとこれまでもふれたようにいくつかの点で疑問がある。

第一に注目するのは、既に引用した次の記述である。

宮崎義一〔1976〕は社長会について「最近では、各企業集団とも、銀行より重化学工業の社長の方が発言力がある。……要するに、金融問題が中心の時は銀行が、新しい生産技術が問題のときは巨大メーカーがといった風に、中核が移動するところに、社長会の特徴がみられる。確かに中核はあるが、各企業集団各社の関係はあくまでも上下関係でなく」（211-2頁）とのべる。

このような認識と「金融集団」が中核にあること（特徴6）、資金の「支配」の圧倒的重要性を強調すること（特徴7）、「金融機関」と「周辺にむらがる」会社との関係が「系列関係」でありそのような会社は「独自の意思決定を行い得ない」と考えること（特徴2）とは整合的ではない（*）。

（*）この部分の記述は、宮崎〔1976〕であって、たとえば、石油ショック後の状況を念頭に置くものではない。また、先にもふれたように、この部分は宮崎〔1966〕225頁の記述と同じである。

第二に注目するのは、上の引用に続く部分であって、これも既に引用したものである。

「高度成長期前半の社長会には系列会社の重役に対する人事権もなかった。旧財閥と同様、当時の社長会は、新規事業の決定とか、緊急救済融資の決定とかを行いうるし、現に行ってきたが、人事権をもたないため、それに従わないときの統制力が弱かった。その結果、各系列企業間でも、同一業種の占拠率あらそいがみられることも少なくなかった」（212頁）。

このような認識と、意思決定の主体として「社長会」が重要な役割を果たすとする考え方（特徴5）とは整合的ではない。

第三に注目するのは、これも既に引用した次の記述である。「戦前にくらべて戦後は、数量的ばかりでなく、質的にも人的結合が弱まった……。しかも、たとえば銀行から役員が派遣されるときでも、大体において経理担当重役という専門経営者の資格においてである」（217頁）。

このような認識と、重役派遣（とりわけその数）を重視する考え方（特徴1、2、6）とは完全に整合的だろうか（*）。

（*）既に引用したように、上の第二の引用に続いて「しかし、1965年の不況時以降社長会の権限は著しく強化され人事権、とくに社長の決定についてはかなりの発言権をもつようになった」とのべるが、この部分と、上の引用文の認識との整合性に問題はないのだろうか。

第四に注目するのは、次の部分である。

社長会といっても、「情報交換を兼ねた懇親会程度のものから、……、企業集団全体の意思決定機関としての権能をもつものまでその権限はまちまちである。

本調査においては、形式はともあれ企業集団の意思決定機関として実質的に行動している、強力な社長会としては、三井系の五日会（二木会）、三菱系の金曜会、住友系の白水会に限定、その他三井系の月曜会と古河系の三水会、川崎系『睦会』、富士安田系『芙蓉会』は、比較的弱体な社長会と考えた。なお三和系『三水会』は本調査においてはなお弱社長会とみなすことすら保留した」（63-4頁）。

このような認識と中核にある「金融集団」として8集団をとりあげ、その中に、たとえば「三和金融集団」を含めること、および意思決定の主体として「社長会」が重要な役割を果たすとする考え方とは整合的なのだろうか。

<6-3> 第三の疑問

宮崎義一〔1976〕の「企業集団」論の図式に関する最も基本的な疑問の一つは、誰がどのような目的あるいは基準に従って意思決定をするのかという点である。宮崎〔1976〕には、このような基本的な点に関する説明が存在しない。

疑問を具体的に述べれば次のようになる。

意思決定の主体として「社長会」が重要な役割を果たす（果たしている）という主張を受け入れたとしても具体的に誰が決定に参画するのか。また意見が対立した時に、どのようにして結論を導くのか。その際の個々の「社長会」メンバー

の意思決定の基準（行動原理）は何か。個々の「社長会」メンバーのものとは別に、「社長会」メンバーに重大な影響を与える（たとえば、拘束的に機能する、あるいは、奉仕または従属すべき存在として機能する）グループとしての意思決定規範が存在するのか。

また、「企業集団」の中核に「金融集団」が位置し、それを構成する「金融会社の集団が」「あたかも単一の組織体がそれに準ずるような行動をとる」（65頁）という主張を受け入れたとして、「企業集団」の場合と同様の疑問が「金融集団」に関して生じる。

さらに、個々の金融会社についても同様の疑問が生じる（*）。

（*）たとえば、単独で行動するよりも共同で意思決定をする方が、動かす対象となるファンドが大きくなるから、「金融集団」として共同で行動することへの強い誘因があるという型の説明があるかもしれないが、この説明は次の2つの疑問に答えなければ説明として完結しない。

（イ）ファンドが大きくなることが何故好まれるのか。

（ロ）かりにこの説明を受け入れるとしても、それでは、何故どこまでも大きくなるのか。「金融集団」の範囲にとどまり「日本金融集団」「世界金融集団」にならないのは何故か。

一層具体的にいえば、たとえば「企業集団」の中核に位置する「金融集団」の更に中核に位置すると考えられていると思われる都市銀行についてみると、その意思決定の主体およびその基準（行動原理）は何か。主体（たとえば、当該銀行の頭取 and/or 取締役会メンバー）の意思決定に、同一「金融集団」に属する他の「金融会社」あるいは同一「企業集団」に属し「系列関係」にある会社の「社長」はどのようにどの程度の影響を与えるのか。「金融集団」あるいは「企業集団」というグループの共通の利害のようなものがたとえば頭取の意思決定に拘束的に機能したり、奉仕または従属すべき存在として機能するのか、などという疑問が生じるのである。

このような疑問に明確な解答があり、たとえば都市銀行の経営者が、意思決定に際して考慮すべきであると通常考えられている範囲に属する利害関係者（たと

えば自らの株主、従業員、預金者貸出先など)の利害よりは、むしろ「金融集団」「企業集団」が存在することあるいはその中核に位置すること(あるいは「集団」の利害)をより重視する、という点について説得的な説明がなければ宮崎〔1976〕の図式により何かを説明することはできない(*)。

(*)「金融集団」についても「企業集団」についても同様な説明が不可欠である。

宮崎義一〔1976〕にこのような疑問に対する解答は見当らない(*)。

(*)このような問いに何等かの説明を与えるためには、何等かの超越的な力(S)の存在を前提とし、銀行の経営者の意思決定も、「金融集団」の意思決定も「企業集団」の意思決定も、それへの奉仕または従属を基準とし、あるいはその意思に従っておこなわれる、という型の発想をしなければ容易ではないように思われるが、宮崎〔1976〕がどのような説明方法を暗黙のうちに想定しているかを知る術はない。

たとえば、宮崎義一〔1979〕の「高い株式の持合比率」の意味に関する次のような説明を見ると、このような点に関する検討の必要性はほとんど意識されていない。

「1つは発行株式数全体の中で、同一企業集団に属する株式会社所有の株式の比率を高め、それによって企業集団外部からの支配を抑えて、企業集団内部に支配を確保しようとする排他的自律的支配の意思の強さを示し、他は、株式を持ち合っている株式会社相互間における緊密化に依る支配の相殺を意味している。いまかりに企業集団全体を1つの法人企業組織になぞらえることが許されるならば、企業集団内部における株式の総合持ち合い部分は、…『支配の消滅』の意味をもつであろう。ただし『支配の消滅(相殺)』があっても、相互に株式を持ち合っている株式会社の関係は、あたかも単一の会社の各内部組織の一部であるかのような極めて緊密な関係になることによって株式所有による支配関係が相互に不必要になったかのように見えるだけにほかならない」(238頁)。

「企業集団」が「内部に支配を確保しようとする」「意思の強さを示す」と考

えるためには、そのような「意思」が存在することが前提となるが、これは自明なのだろうか。

また、「いまかりに企業集団全体を1つの法人企業組織になぞらえることが許されるならば」という記述は、どのように読めばよいのだろうか。これが単なる仮定であるとするれば、続く部分の主張はほとんど意味を失うから、ここは、「なぞらえることができるから」という主張として読む方が妥当であろうが、その根拠は何なのだろうか。

当然のことながら、〈6-1〉でのべたように、「企業集団」とは何か、その境界はどこにあるかが明白でなければここに引用したような見方は成立しない。

検討を一層進めるためには「上位の都市銀行か興銀などの長期信用銀行」に関する西山忠範〔1975〕の主張と生命保険会社に関する小宮隆太郎〔1988〕の主張をみることにする。

西山〔1975〕は、「他人資本の強大化にともない、銀行を中心とする系列化が行なわれつつあり、銀行による債権者支配が行なわれたり、あるいは債権者支配とまでいかなくとも、支配力を有する経営者の背後に銀行のある種の圧力が及んでいる場合がありうる」と述べたあとで、次のようにのべる。

「しかし、銀行といっても、大企業に対してそのような条件を及ぼす銀行は、ほとんど上位の都市銀行か興銀などの長期信用銀行に限られ……このような銀行は、ほとんど例外なく、完全な経営者支配のもとにある……これらの都市銀行の自己資本比率は、せいぜい2~3%程度であって、株式資本は多くとも1.5%程度である。そして、その大株主は、発行済総株数の中で多くとも1~5%程度のシェアをもつのみであり、かつ、そのほとんどが機関投資家であり、とくに相互会社形態をとる生命保険会社が上位を占めている場合が少なくないのである。このような都市銀行の総資本は巨大であり、その多くは他人資本としての預金に依存している。したがって、都市銀行には、政府・官庁による預金者保護を名目とする監督、日銀からの圧力などがあることを除けば、ほぼ完全な経営者支配のもとにあるということができる。」（13-4頁）

また、小宮隆太郎〔1988〕は「大企業を所有する『資本家』は誰か」という見出しのもとに、次のようにのべる。

「相互の相互持合関係を“net out”（相殺）してゆくと、日本の大企業の株主として頂点に立っているのは生保（生命保険会社）ということになる。ところが、……非常に規模の大きい日本、第一、朝日、住友、明治等はすべて相互会社である。『相互会社』の法律上の所有者は『社員』であるが、相互会社の場合の『社員』は、その会社の生命保険の加入者である。したがって、日本の大企業の所有関係を整理して、相互に持ち合っている相互特殊関係をすべて相殺・清算して、最後に残る所有者を真の所有者と考えるとすれば、日本のビッグ・ビジネスの中心部分は、法律的には、おそらく一千万を超えると考えられる生命保険の加入者によって所有されている、ということになる」（9頁）。これらの2つの主張を前にして、依然として、たとえば「企業集団内部に支配を確保しようとする排他的自律的支配の意思」（宮崎〔1979〕238頁）の存在を自明の前提として受け入れつづけること、より一般的には本項で提示した一連の疑問を不問に付すことは少なくとも私にはできない。

<6-4> 第四の疑問

「金融集団」が中核に位置すること（特徴6）、資金の「支配」の重視（特徴7）などに関連して、なにゆえに、金融機関の役割をここまで重要だと考えるか、というのも、宮崎義一〔1976〕の「企業集団」論の図式に関する最も基本的な疑問の一つである。

「資金」であれ「資本」であれ、市場で取引される財の一つであり、金融機関は最終的な供給者と需要者の中間にあってその取引を仲介するのが基本的な機能であると理解する見方からすれば宮崎義一〔1976〕の図式において、「資金」の「支配」がかくも重要なものとして扱われ、それを仲介する「金融会社」、その集まりである「金融集団」の地位をかくも高いと評価する理由を推測することはおよそ困難なことである。

宮崎義一〔1976〕では、この点は自明と考えられているためか、このような疑問に解答を見つけることはできない。

金融機関と資金の借り手としての企業という1対1の関係についてはすでに三輪芳朗〔1989-b〕の「V. 『癒着関係』の論理的な側面について」で詳細に論じ

たし、「メインバンク」の機能の実態については三輪芳朗〔1985〕でとりあげた。ここでの関連についていえば、結論は、いずれの側面についても、「企業集団」との関係で主張されている金融機関の役割は、受け入れがたいというものである。

したがって、ここで改めて疑問を提示しておきたいのは、「企業集団」全体の意思決定を「資金」が根底において規定すると考える理由は何か、という点である。この点について説得力のある説明が与えられなければ、宮崎〔1976〕の図式が崩壊することは明らかだろう。

<6-5> 第五の疑問

ここで改めて、「社長会」はそれほど重大な機能を果たしたのだろうかという疑問を提示しよう。

既に引用した部分であるが、宮崎〔1976〕は「よく知られているように、旧財閥系列に属する諸会社の間には、現在それぞれ社長会という会合があり、各企業集団の方針を調整したり、各企業が共同して行う事業計画を立案したり、旧財閥を名称を会社名に付けることを許すか、どうか決定したりしている」（63頁）と述べる。

「よく知られている」ことの内容はさだかではないが、続く部分は次のようなものである。

「たとえば、長浜樹脂が三菱樹脂に改名するときとか、磐城セメントが住友セメントになるときなどは、いずれもそれぞれの社長会の決定が必要であった」。

これが、それ程注目すべきことなのだろうか。「三菱」「住友」などはいわばブランドとして一定の価値を有すると思われるが、それが特定の企業（単独）に帰属しないのであるから、その使用をこのような形で決めるのは決して不自然なことではなかろう。また、ソニー、ナショナルなどという通常のブランドとは異なり、このようなブランドの使用がそれ程重大であり特別の意味をもつと主張するならば「社長会」の重要なメンバー企業のなかに、三越、大正海上、東レ、日本郵船、東京海上、明治生命、旭硝子、日本電気、日本板硝子というように、ブランドを使用しないものが多数存在するのは何故なのだろうか。

「各企業集団の方針を調整したり、各企業が共同して行う事業計画を立案した

り」という記述の内容を、たとえば先に引用したなかの「これによって企業集団のほぼ全貌が眼に見える形をとってわれわれの前にそびえたったことになる」という結論に先行する部分からとり出せば、「三菱グループによる三菱重工の再合併の意思決定」、「ミコヤンとの会談で示した企業集団グループの共同行動」、「EXPO'70のパビリオンにみられる戦後日本の企業集団の存在と力の誇示」(v頁)の3つになる。

「三菱重工の再合併」については、すでに、「三菱グループによる意思決定であるというのはどういう意味なのか等という点について想いを巡らしていただきたい」と疑問を提示したし、その他についても「『企業集団のほぼ全貌』がこの程度のものかという見方もあり得る」点に注意を促した。

「社長会」の機能は一体何なのだろうか(*)。

(*)三菱グループに属するとされている(「直系」に分類するのが通例である)あるメーカーの部長との気楽な雑談の際に「社長会というところでは一体何をしているのですか」と尋ねたことがある。その際の答えは「さあ、よくは解りませんが、あまり具体的な話題はでないようですし、実質的な内容はないのではないのでしょうか。それでも例えば寄付とか博覧会にどうするかとかいうことは話題になるようですね。」

もっとも、こういう意見に対しては、次のような見方がある。

「社長会の実態は、企業側では、つねに、その懇親会的役割が強調されるが、現実には、同系列企業による共同出資会社の設立や、集団内企業の救済・再建等の重要議題について、社長会はきわめて重要な役割を果しているものとみられる」(谷田庄三〔1980〕252頁)。

<6-6> 第六の疑問

<6-4>でみたように宮崎義一〔1976〕の図式において「資金」の「支配」がかくも重要なものとして扱われ、それを仲介する「金融会社」、その集まりである「金融集団」の地位をかくも高いと評価される点に重大な疑問があるとすれば、それにもとづく「会社支配」の評価にも疑問が生じる。前述のように、宮崎〔1979〕

では「企業を組織的に指導する職能であり、経営活動の進路を規定する諸決定を行う機能」を「ビジネスリーダーシップ」と呼び「このようなアクティブなリーダーシップではなく、経営者を選任ないし解任する力を掌握すること」を「支配」と呼んで両者を峻別している（234頁）。

ここで疑問を提示したいのは、宮崎〔1976〕によって「支配」としていると判定しているケースにおいて、「経営者を選任ないし解任する力を掌握すること」が実質的にできているかという点である。

具体的には、「強い結合関係」があると判定するための基準として、たとえば、2b（持株率40%以上）、2c（借入金が自己資本の100%以上）が単独で、3a（重役派遣が2人）、3b（持株率20%以上40%未満）と3c（借入金が自己資本の50%以上100%未満）を組み合わせた、（3a,3b）、（3a,3c）がそれぞれペアで上げられているが、これが上に述べた意味で妥当な基準なのかという点に疑問がある（*）。

（*）〈6-2〉の冒頭でのべたことを繰り返すことになるが、これは「企業集団」の図式が成立するために必要な条件の吟味であって、かりに、この点がクリアされてもこの図式が即座に成立するわけではない。

宮崎義一〔1976〕では第7の特徴としてのべたように、融資、出資はともに企業に対する資金の提供という側面で同列に評価されているのであるから、「資金」の機能の位置づけに疑問が生ずれば、このような判定基準の有効性にも同時に疑問が生じる。

かりに、「日本に見られる『会社支配』の場合……経営者の任免変更の権限が株式所有を通じて親会社である出資会社の手掌握されていることを意味している」（宮崎〔1979〕232頁）とする立場にたてば、2bを満たす場合、あるいは（3a,3b）の双方を満たす場合に、「支配」が実質的に成立しているかどうか改めて関心の対象となる。

かりに、〈4-1〉ですでに引用した野田一夫〔1963〕の次のような見方が妥当なものであれば、このような疑問は一層実質的な重要性をもつ（*）。

（*）先の引用箇所でものべたように、宮崎〔1976〕はこの引用の第一の部分を

積極的に評価して引用している（211頁）ことに注意していただきたい。

「戦後日本の大企業の経営権は、持株比率からいって、会社の所有権とはほとんど無縁の人々によって握られており、かつ彼らは、順調に経営をつづけているかぎり事業活動上の意思決定の自由を大幅に有して（旧財閥系グループに属する企業すら）、外部の特定の支配集団の影響をうけることが戦前に比し格段に少なくなったといえる」（263頁）。

「今日の大企業経営の大部分は、企業経営全般ないし部分管理にかんする知識、能力、経験といった資格要件に合致した専門経営者なのである」（264頁）。

かりに、「経営者を選任ないし解任する力を掌握」したとして、

(イ)これを行使できるのだろうか、

(ロ)これを行使することを有利だと考えるだろうか、

(ハ)どのような場合に実際に行使するのだろうか、

という問いが答えられるべきものである。

かりに、(イ)なかなか行使できないものであったり、(ロ)現在の経営陣の意向と異なる状況を生み出す方向で行使しても、その結果がほとんどの場合現状よりも好ましい状況とならなかつたり、あるいは、(ハ)「企業の危機の時に影響力を発揮する」（今井〔1988〕15頁）ようなものであれば、「支配」の意味は曖昧であり、「会社支配」の状態にあるか否かを判定する作業の意義は乏しい（*）。

（*）先に使用した表現を再び登場させれば、「ぬりえ」の類いであることになる。

考慮すべき検討の方向は、現代日本の大企業にとってもっとも重要であり根源的な生産（要素）は何かという点に関わっている。このような方向に沿った研究は、本格的には未だはじまったばかりであり（*）、可能なもののうちの一つの考え方を提示するためだけでも別稿を要すると考えられるので、ここでは「資金」が重要であるとする図式に対比することだけを念頭において、最近の研究のなかで共通の理解の基盤となりつつある考え方をとりあげる。

(*)たとえば、小宮隆太郎、今井賢一両教授を中心とする「日本の企業」プロジェクトが現在進行中であり、既に、今年1月、7月の2度にわたって大規模なコンファレンスが開かれた。

「今日の大企業経営者の大部分は……専門経営者なのである」という野田一夫〔1963〕からの上の引用のに示された考え方について、このような状況を生み出す理由は何かという観点から改めて検討すると、先の今井賢一〔1988〕からの引用に示される次のような考え方に到達する。

「……現代の企業にとっては基本的に重要な仕事が定型的な仕事を着実に遂行していくことよりは、人々の相互作用によって情報を創り、ビジネスの新しい分脈を求め、たえざるイノベーションの累積過程を形成していくことにある」（14頁）。

このような見方に立てば、現代の企業にとってもっとも根源的な生産（要素）は、このような「仕事」を中核となって遂行する人的資源の集合、あるいはそれによって形成される組織（ここではこれを経営資源と呼んでおく）であって、たとえば宮崎〔1976〕が自明の前提とする「資金」ではないことになる。

このような見方に立てば、たとえば「株式所有を通じて……掌握」したものであれ、「出資」あるいは「融資」という形の「資金」の「支配」を通じるものであれ、「資金」の提供者が「経営者の任免変更の権限」を経営資源の所有者（提供者）の意向に反する方向で行使しようとするれば、次の2つの一方あるいは双方が実現するという予想が成り立つ。

(i)「資金」の調達先の変更。

(ii)経営資源の提供者の(a)意欲の低下、(b)提供するサービスの質の低下、

(c)離脱、(d)新規参加者の質の低下などの組合せによる、利用可能な経営資源の質の低下。

現在の経営陣がこのような経営資源の提供者によってえられその意向を代表している「専門経営者」であることを十分に認識している「資金」の「支配」者は、かりに「経営者を選任ないし解任する力を掌握」したとしても、(i)それがなかなか行使できないものであり、(ii)現在の経営陣の意向とは異なる状況を生み出す方向で行使しても、その結果はほとんどの場合現状よりも好ましい状況とはな

らないことを承知しており、そのため(ハ)「企業の危機の時に影響力を発揮する」にとどまることになるのである(＊)。

(＊)このような状況は実質的には「掌握」していないのだから、「支配」にあたらないとする反論があるかもしれない。そうであるとすれば、「支配」したがつて「企業集団」の「判定基準」が妥当ではなく、緩すぎることになる。

かりに、「支配」の実情(したがって、「経営者を選任ないし解任する力」)がこのようなものであるとすれば、「派遣」されている(あるいはされる)「役員」の主たる役割も「支配」を反映したものではなくなり、したがって「企業集団」の「判定基準表」の重大な構成要素として「重役派遣」数をとりあげること疑問が生じる。「たとえ銀行から役員が派遣されるときでも、大体において経理担当重役という専門経営者の資格においてであって」(宮崎〔1976〕217頁)、「企業経営全般ないし部分管理にかんする知識、能力、経験といった資格要件に合致した専門経営者」(野田〔1963〕264頁)の一員として経営陣に加わると考えるべきなのである。

<6-6-2> (補論) 第六の疑問の例示

疑問の意味をより見易いものにするために、具体的な例をあげることにする。

最初にとりあげるのは日立金属と日立製作所の関係である。

日立金属は、宮崎義一〔1976〕では、「ある企業の一部門を分離して新設した別会社」の代表例としてとりあげられ、「親会社－子会社関係」のもとにあって、「独自の意思決定を行ない得ない会社」(60-61頁)と考えられている。また、既に引用したように「たとえば日立製作所が日立金属を分離して独立させるように、A企業の一部門を分離して独立するさいに、A企業からB企業に移動した社員がB企業の役員になっていること」(63頁)が「親会社－子会社関係の確定」の「基準(ロ)」の一部としてあげられている(＊)。

(＊)また、西山〔1975〕でも「日立製作所による従属型系列支配の構造を有す

る。社長以下全役員が満鉄出身者1人を除いて日立製作所の出身であり、従属型の典型的なケースといえる」（145頁）とされている。

たとえば、昭和62年3月期の日立金属の「有価証券報告書要覧」（以下、「有証」と略記する）をみると同社に対する日立製作所の関係は次のようなものである。

発行済株式の52.8%を日立製作所が保有するが、監査役3名を除く17人の役員（つまり取締役）のうち、15人が日立製作所に入社した者であり、残り2名が日立金属に入社した者ある。15名のうち、昭和31年に分離独立した時点で日立金属に転じた者が12名（常務以上の8名はすべてここに含まれる）、32年に転じた者が1名である。残る2名のうち1名は日立製作所社長の兼任であり1名は昭和54年に同社に「転じ」、58年に取締役に就任したものである（*）。

（*）10年前の52年3月期も事態は同様である。持株比率54.17%取締役16名中15名が昭和31年に日立製作所から転じた者であり、残り1名が日立製作所社長の兼任である。

30年以上も前に転じた者（もちろん、その時点では役員として転じたものではない）が取締役の地位にあることをもって、「経営者の任免変更の権限が……親会社……の手に掌握されていることを意味している」（宮崎〔1979〕232頁）と判断し、そのような子会社では「独自の意思決定を行い得ない」（宮崎〔1976〕60-61頁）と考えるのは妥当なことなのだろうか。

同じ時期に分離設立された日立電線についても事情は同じである。

62年3月時点で、日立製作所の持株比率は50.84%であるが、19名の取締役のうち、常務以上の11名全員を含む16名が昭和31年に日立製作所から転じた者であり、残り3名のうち2名は日立電線入社、1名は日立製作所社長の兼任である（*）。

（*）日立化成についても事情は大きくは変わらない。

62年3月時点の日立製作所の持株比率は55.98%である。38年に実質的に設

立された際に転じた者が取締役17名中13名（常務以上8名のうち7名）を占め、残る4名のうち1名が58年2月に日立製作所の生産技術研究所長から転じて62年に常務になったのを除けば、残る3名は40年、43年に転じた者が1名ずつと日立製作所の社長の兼任である。

東芝機械の場合をつぎにみてみよう。

「ココム違反事件」が話題になった62年3月時点で東芝は東芝機械の発行済株式の50.08%を保有していたことから、「事件」につながる意思決定を東芝がどの程度承知し、それにどこまで実質的に関与したかという点に関心が集まった。ここでは、「ココム違反事件」への対処という側面をもつ62年6月の株主総会の選任役員のリストから親会社である東芝の「経営者の任免変更の権限」の行使され方に関心を集中する（*）。

（*）63年6月の株主総会では役員の変更はなかったから、「事件」発生3か月後の株主総会であるための暫定措置ではないと考えてよい。

この時に選任された取締役13名のうち、新規に選任されたのは、4名であり、うち3名は大学卒業後直ちに東芝機械（当時芝浦機械製作所）に入社した者であり、1名が東芝常勤監査役から当社専務に選任された。この専務の他には、東芝からの移籍組は58年に移籍し60年から常務に就任した者が1名居るだけであり、これも「支配」の現われとしてよりも、東芝時代のキャリアを見れば、半導体の専門家として経営陣に参加したと考えた方がよさそうである。61年3月時点の名簿と比較すると、名前が消えた5名のうちには、東芝から54年に転じてこの時点で専務に就任していた者が含まれるから、「ココム違反事件」への対応の過程で取締役の数でみる限り、親会社の関与は強まっていない。

東芝から「派遣」されている取締役数、「ココム違反事件」への対処の過程で観察されたことは、「経営者の任免変更の権限」が親会社によって実質的に掌握されており、東芝機械は「独自の意思決定を行い得ない会社」とみるとみるよりは、東芝機械の経営は、「独自の意思決定を行い得」る専門的経営者により担われており、過半数の株式を保有し「経営者の任免変更の権限」を掌握している

(*)と考えられている東芝の関与はマージナルなものにとどまる、とする見方の方が的を射ていることを示唆する。

(*)株主総会の主導権を握りうるという点では「掌握している」とする判断は誤りではないだろう。

<7> 「企業集団（論）」に関する3つの追加的なコメント

冒頭でのべたように、この論文は「企業集団」、「企業グループ」に関連するさまざまな主張・見解をレビューすることを目的とするものではない。

いくつかの論文で私が主張したことに関連して、それでは日本の企業集団、企業グループの機能、役割についてはどのように考えるのかという予想され、現実に少なからぬ方々から私に向けられた問いに対して、一応の回答を考えることがこの論文の第一の目的であり、同時に私の論文への接近を容易にすることが副次的なものとして想定された目的である。この目的は前節まででおおむね達することができたのであり、関連する諸論点に関する私の考え方も、これまでの議論の延長線上で容易に予想することができるというのが筆者の判断である。

ここでは、「そうはいっても、企業集団の実体として何かあるのではないか。そうでなければ、これほど長期間にわたって多数の人々の支持を企業集団論が獲得し、維持できるはずがない」「私のいう企業集団は宮崎義一〔1976〕のものとは異なるのであり、もっと実体のあるものだ」などという形で「企業集団」・「企業グループ」に関して依然として強い関心を抱き続ける人々のために、いくつかの追加的なコメントを提示しておく。

<7-1> 第一のコメント

第一に注意を促したいことは、この論文で次のようなことを主張しているのではないという点である。

(イ)いかなる「企業集団」「企業グループ」も存在しない（実体がない）。

(ロ)いかなる観点（基準）に照らしても「企業集団」「企業グループ」は存在し

ない。

(ハ)「企業集団」「企業グループ」はいかなる存在意義（理由）ももたない。

(ニ)「企業集団」「企業グループ」はいかなる影響ももたない。

複数の企業相互間に長期間にわたる取引関係が成立し維持されること。このような関係がかなりの数の企業の間で成立することは広く観察されることであるし、それが相互にとってしばしば極めて有利な結果に結びつくことがあるとする主張には私は強い賛意を表する（*）。

（*）たとえば三輪芳朗〔1988-b〕。

また、改めて説明するまでもないことであるが、「成立」に関しては、企業が何故生まれるのか、との問いに対するCoase〔1937〕の説明の直接の延長線上のものとして理解することができる。

通常理解でいう「企業」の境界は「所有」を前提としてひかれているのであり、この役割があまり重要でないとすれば、「企業」と長期的な取引関係で結ばれた企業群との間に本質的な差は存在しない。

この論文では、存在するとされているいくつかの企業集団をさまざまな経済現象を理解するための分析の前提として無批判に受け入れることに対して強い疑問を提示したのであり、関連して、「企業集団」「社長会」の行動・役割について具体的に主張されていることの現実妥当性に対して疑問を提示したにすぎない。

<7-2> 第二のコメント

第二に注意を促したいことは、一般的、抽象的な意味で「企業集団」「企業グループ」の存在、影響等について否定しないとしても、たとえば三菱・三井・住友等という具体的な「企業集団」に関わる主張にはさまざまな側面について重大な疑問があるから、「企業集団」（に関わる何か）が存在することを自明の前提とすることはできないという点である。

関連する具体的な論点は以下の4点である。

(イ)当然のことながら、「もしも企業集団の存在を確信するのであれば」（宮崎

〔1980〕173頁）という立場はとれない。

かりに、「そうはいつでも、企業集団の実体として何かがあるに違いない」という主張をする場合にも、「何かがあるか」をまず検討し、そのあとで、それと「企業集団」との関連性を吟味し、関連性があるものの実体が「企業集団」と呼ぶものと合致するかどうかを確認する必要がある（*）。

（*）残念ながら「何かがあるに違いない」という漠然とした主張が明瞭かつ具体的な主張に結実して提示されることはほとんど（あるいはまったく）ないというのが、これまでの筆者の経験にもとづく判断である。

その際には、とりあえずは「企業集団」などという強力な先入観に塗り固められた用語を避けることが望ましいであろう。

（ロ）自明の前提が受け入れられないのであるから、これを前提とする区分け（色分け）をその実質的内容とする次のような研究資料はこれまで以外の方法を工夫しない限り、情報としての価値をもたない。

『企業系列総覧』（各年報：東洋経済新報社）

『系列の研究』（各年報：日本経済調査会）

『戦後日本の企業集団』（宮崎〔1976〕）

（ハ）「企業集団形成要因」に関するいくつかの研究があるが（*）、これらも具体的な「企業集団」の存在を前提としなければ意義がないし、実際、この前提をもとに行われているが、この前提が満たされていない。

（*）簡単なレビューとしては、たとえば植草益〔1982〕286頁以下を参照。

具体的な「企業集団」のことでなければ、前述Coase〔1937〕の設問と本質的に同じものとなる。

（ニ）いくつかの形の計量分析があり、特定の「企業集団」参加企業とそうでない企業とのあいだに何等かの観点（例えば、利潤率、成長率、利潤率の変動など）からみて差があるかどうかを検討されている。ここでも「企業集団」の存在が前提となっているが、この前提は満たされていない。

したがって、少なくとも「企業集団」というヴェールをとり払って、参加企業相互間でどのようなことがおこなわれているかという点に関する慎重な吟味をし、それに基づいた仮説を明示したうえで計量分析にすすむのでなければ、一体何をしているのかわからないとする批判を避けることはできないであろう（*）。

（*）たとえば植草益〔1982〕280頁以下、中谷巖〔1982〕を参照。

〈7-3〉 第三のコメント

第三に注意を促したいことは、「企業集団」の存在が自明ではなく、またそれに関連するさまざまな主張は程度の差はあるがそれぞれ相当程度に曖昧であり、現状ではかなり異なった内容の主張がほとんど同じ言葉で提出されているという点である。

〈7-1〉〈7-2〉の内容は、「企業集団」と呼び得るものの存否、「何かがあるに違いない」とする主張の妥当性は未だ本格的に検討されておらず、否定も肯定もされていない論点であることを意味している。

「企業集団」に関しては、慎重かつ綿密な吟味を経ない曖昧な前提のうえに、しかも、類似の「研究」との相違点を明示せずに（時には意識せずに）余りにも多くの「研究」が蓄積されたために、「企業集団」論は曖昧な主張のグロテスクな集積物という観がある。この点に留意して、「何かがある」と考える研究者は、それが何かを明示する作業に早急にとり組むべきであるし、それをしないで「何かがある」などという意向を表明して、混乱を一層助長することは止めるべきではなかろうか。同様に、「私のいう企業集団は違う」と言うのみでその内容を同程度に曖昧なままにして、支配的イメージに賛意を表明していると誤解され、またそのイメージを強化する役割を担う危険を避けるためにも主張の内容を細部にわたって明示すべきであり、その際には強い先入観に彩られた「企業集団」「企業グループ」という表現は可能なかぎり避けるのが望ましい。

自説を展開する際には、これまでの支配的なイメージがもっている少なくとも次のような三つの側面に留意して、異同を明示するのが望ましい。

(イ)「企業集団」のもっている閉鎖性、専属性はどの程度のものか。

宮崎〔1976〕の「企業集団表」のための「判定基準」作成プロセスは、個々の企業がどこに所属するかを判定するのであるから、「企業集団」は閉鎖的なものであり、所属企業は専属であることが当然の前提となっているのであって複数の「企業集団」に所属する企業の存在は想定されていない。「親会社－子会社関係」のイメージで「系列関係」をほとんど同様の意味で用いる考え方は、この前提と裏腹の関係にある。

このような視点と、たとえば、長期取引関係のもつ利点から、たとえば「企業グループ」の意義を理解しようとする立場とは、たとえば、閉鎖性、専属性の程度に関するイメージの点でかなりの距離があるはずであり、同じ用語を用いて違わないと誤解される危険を避けるのが賢明なのである（*）。

（*）たとえば「系列融資」と最近流行の情報収集機能に着目した「メインバンク」機能の重要性を強調する主張の関係についても同様のことがあてはまる。

（ロ）「企業集団」の支配的なイメージでは中核にある企業（典型的には都市銀行を代表とする金融機関）とその他の企業との関係は、「親会社－子会社関係」と同じものとして理解できるものであり、上下関係があり、「支配」「系列」が前提となるキー・コンセプトであるが、これとの異同はどの程度のものか。

たとえば、長期取引関係のもつ利点から「企業グループ」の意義を理解しようとする立場は、このようなイメージとは遠く離れたものであるはずであり、同じ用語を用いて違わないと誤解される危険を避けるのが賢明なのである。

（ハ）「企業集団」の支配的なイメージでは、中核企業との結びつき（「支配」）の強さに多少のバラツキがあることは認めるとしても、「企業集団の存在を確信」しそれをもとに「判定」するのであるから、その強さの程度には明瞭な断層があって、「集団」の内と外を分けることが容易に可能であると考えられているように思われるが、この点での異同はどの程度のものか。

たとえば、長期取引関係のもつ利点から「企業グループ」の意義を理解しようとする立場にたてば、強さの程度はもっと連続的にバラついており、長期的にみれば相当流動的だと考えられるであろうから、支配的なイメージとはこの点で大きく異なるはずであり、同じ用語を用いて違わないと誤解される危険を避けるの

が賢明なのである。

<8> 結語

かつて「管理価格」という言葉が流行語となった時期に、管理価格に関して調査を行うアメリカ上院司法委員会反トラストおよび独占小委員会の信頼に応じて書かれた論文の中で Adelman〔1963〕は次のようにのべている。

「『管理価格』という言葉は分かりやすく、それによってすべてが解決されそうにみえて実は何の説明にもならないもので、それだけに、われわれが何かを学ぼうとするのに妨げになっている」（47頁）。

「企業集団（論）」を改めて吟味し、それに関する私の考え方を提示し終えた時に、思い至るのは、ここに引用した言葉である。「管理価格」のかわりに「企業集団」あるいは「企業グループ」を入れれば、現在の私の率直な感想となる。

さらに多くを語る必要はあるまい。Adelman〔1963〕は次のような印象的なパラグラフで終わっているが、本質的な事情は「企業集団」「企業グループ」も同じである。

「管理価格は価格形成あるいは公共政策の理解に何をもたらさだろうか。それは、貴重な資源である時間の浪費という意味で、かえってマイナス効果をもたらし、われわれに間違った満足感を与えて、越えなければならない障害をさらに一つ加えることになるだけである。気取った表現を使うことによって、われわれは問題の本質を考えることを放棄している。……なぜ価格および生産のパターンが現状通りであって、それ以外ではないのかということを説明するためには、供給、需要ならびに市場支配の分析、すなわち、競争、独占、共謀、不完全共謀などのモデルを設定し、どれが最適であるかを検討することが必要である。『管理価格』という言葉の口にするだけで、このような努力はすべて省略され、さらに人は自らがこの問題に通暁しており、またアップ・ツー・デートな知識をもっているという感情に酔いしれることになる」（50-51頁）。

《引用文献》

- Adelman, M.A. (1963) 「『管理価格』についてのコメント」『管理価格』米国上院反トラスト小委員会編、坂根哲夫監訳、ペリカン社、1967年。(原論文名は不明。原著名は Administered Prices; A Compendium on Public Policy, U.S. Government Printing Office)
- Coase, R.H. (1937) "The Nature of the Firm", Economica, New Series, Vol. IV
- 二木雄策 (1977) 「宮崎義一著『戦後日本の企業集団』」『季刊理論経済学』 Vol. XXVIII, No. 1, April
- 今井賢一 (1988) 「企業グループ」(「日本の企業」コンファレンス報告用のための原稿)
- 小宮隆太郎 (1988) 「日本企業の構造的・行動的特徴(1)」『経済学論集』7月
- 宮崎義一 (1962) 「過当競争の論理と現実----系列支配機構の解明」『エコノミスト』別冊 1962年秋期号
- 宮崎義一 (1966) 『戦後日本の経済機構』新評論
- 宮崎義一 (1976) 『戦後日本の企業集団』日本経済新聞社
- 宮崎義一 (1979) 「『経営者支配』再考」『経済研究』第30巻第3号
- 宮崎義一 (1980) 「企業集団分析について」森恒夫・伊東光晴編『現代資本主義----その理論と現状』日本評論社
- 三輪芳朗 (1982) 『独禁法の経済学』日本経済新聞社
- 三輪芳朗 (1985) 「メインバンクとその機能」中村隆英・西川俊作・香西泰編『現代日本の経済システム』東京大学出版会
- 三輪芳朗 (1988-a) 「独占と企業利潤」石川経夫・岩田規久男編『現代日本経済研究』東京大学出版会近刊
- 三輪芳朗 (1988-b) 「下請制度と中小企業」東京大学経済学部ディスカッション・ペーパー、88-J-7
- 三輪芳朗 (1989-a) 「日本の中小企業の『イメージ』、『実態』と『政策』」『経済学論集』近刊
- 三輪芳朗 (1989-b) 「『融資集中機構』の経済分析」『経済学論集』近刊

中村秀一郎〔1975〕「『宮崎義一』体系について(1)」『国民経済』No.134

中谷巖〔1982〕「リスク・シェアリングからみた日本経済---企業集団の合理性に
関する一考察---」『大阪大学経済学』

西山忠範〔1975〕『現代企業の支配構造----株式会社制度の崩壊----』有斐閣

野田一夫〔1963〕「戦後日本の経営者」小宮隆太郎編『戦後日本の経済成長』岩
波書店

杉岡碩夫〔1965〕「過当競争のメカニズム----宮崎『ワンセット』理論への疑問
----」『エコノミスト』2、23

植草益〔1982〕『産業組織論』筑摩書房

上野裕也〔1987〕『競争と規制---現代の産業組織』東洋経済新報社

谷田庄三〔1980〕「現代日本の金融資本と銀行資本」『経済』2月号